様式第１号（第４条関係）

本人通知制度登録（登録更新）申請書

五霞町長　様

　五霞町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項又は第6条第1項の規定により，次のとおり（登録・登録の更新）を申請します。

|  |
| --- |
| 申請日　　　　年　　　月　　　日 |
| 申請者（窓口に来た人） | 区分 | □本人　□法定代理人　□法定代理人以外の代理人 |
| フリガナ |  |
| 氏名 | 生年月日（　　　　年　　　月　　日） |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 登録対象者（この制度の対象者） | フリガナ |  |
| 氏名 | 生年月日（　　　　年　　　月　　日） |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 本制度対象住所 | □該当あり　　□該当なし五霞町 |
| 本制度対象本籍 | □該当あり　　□該当なし五霞町 |

注１　裏面の内容をよくお読みください

注2　各欄に必要事項を記入し，該当する□に✓を記入してください。

注3　次の書類を提出してください。

　(1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード，運転免許証等）

　(2) あなたが法定代理人であるときは，（1）の書類のほかその資格を証明する書類（戸籍の謄本等）

　(3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは，(1)の書類のほか，委任状

注4　登録期間は，登録日又は従前の登録期間の満了日の翌日から起算して3年を経過した日までの期間です。

　※次の欄は，記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 事前登録 | 本人等の確認書類 | 備考 |
|  |  | □本人　　□代理人□法定代理人 | □個人番号カード□運転免許証　□その他（　　　　　　　　） |  |

（裏面）

本人通知制度について

１　この制度は，住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得を防止するため，住民票の写し等を第三者に交付したときに，事前に登録された方に対してその交付した事実を通知する制度です。

２　この制度を利用するためには事前の登録が必要です。

３　登録の対象者

　本町の住民基本台帳に記録されている方（消除された住民票に記載された方を含む。）

　本町の戸籍の附票に記録されている方（除かれた戸籍の附票に記録された方を含む。）

　本町が作成した戸籍に記載されている方（除かれた戸籍に記載された方を含む。）

４　対象となる住民票の写し等

　（1）住民票の写し（除票，改製原を含む。）

　（2）住民票記載事項証明書

　（3）戸籍の附票の写し（除籍，改製原を含む。）

　（4）戸籍の謄本又は抄本（除籍，改製原を含む。）

　（5）戸籍記載事項証明書

５　第三者とは，本人以外の方です。ただし，次の請求者を除きます。

　（1）対象となる住民票の写し等が上記4（1）・（2）の場合　→　本人と同一の世帯に属する方

（2）対象となる住民票の写し等が上記4（3）～（5）の場合　→　本人の配偶者，直系尊属又は

直系卑属

　（3）国又は地方公共団体の機関

（4）住民基本台帳法又は戸籍法で定める紛争処理・解決手続きの代理業務等とし

　　て住民票の写し等が必要である旨の申し出により交付を受けた八士業（弁護士，司法書士，行政書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士）

（5）債権者等

６　第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは，登録者又はその法定代理人に「住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

７　通知書は，登録者自身に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付するもので，登録者と同一の世帯又は戸籍に属する方であっても登録をしていなければ，通知の対象とはなりません。

８　通知する内容は，住民票の写し等を第三者に交付した日，その種別及び通数並びに第三者の種別です。

９　住所，氏名等登録した内容に変更が生じた場合は，届出が必要です。なお，居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは，登録を取り消します。

10　登録期間は，登録日から起算して３年を経過した日までの期間です。引き続き登録を希望される場合は，登録期間満了の１月前から登録の更新の申請をすることができます。